

平成 30 年度 福岡市障がい福祉サービス事業者等説明会

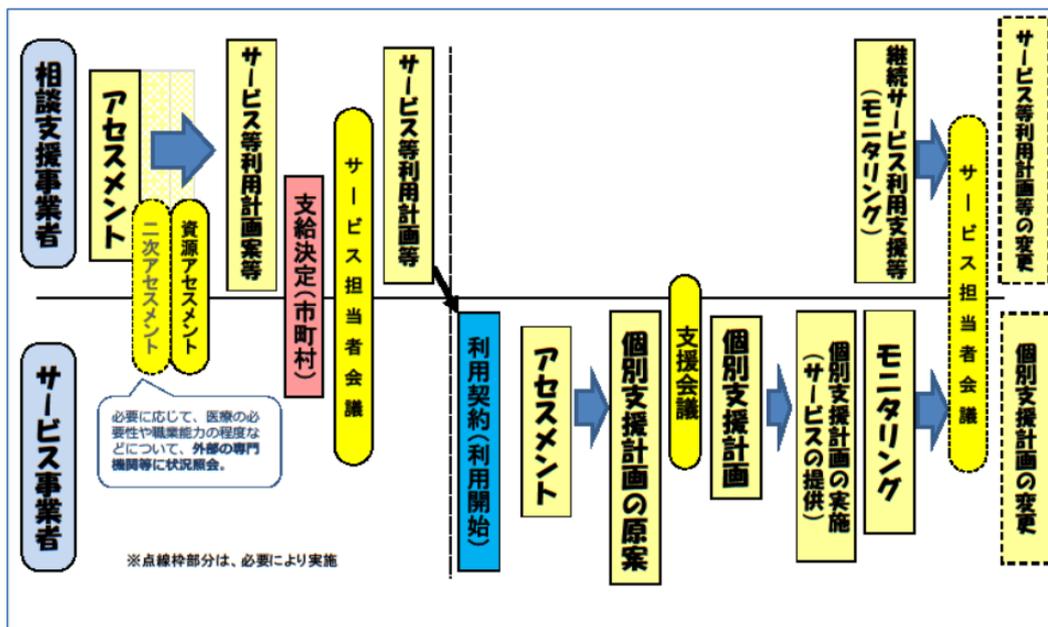
平成 30 年 6 月 28 日・29 日
福岡市保健福祉局障がい者在宅支援課

計画相談支援について

(1) 計画相談支援の実施状況等

- 平成 27 年 4 月から、全ての障がい福祉サービス及び地域相談支援申請者がサービス等利用計画作成の対象となり、平成 29 年度末のサービス等利用計画の作成状況は、99%。
- 計画相談支援は、障がい児者の自立した生活を支えるために、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、アセスメント、計画作成、モニタリングのプロセスをとおして、きめ細かく継続的な支援を行うもの。

<計画相談支援のプロセス>



(2) 平成 30 年度相談支援従事者初任者研修について

- 障がい者をきめ細やかに支援するため、相談支援体制の充実と相談支援の質の向上が求められており、相談支援専門員の増員が必要な状況です。
- 福岡県では、平成 30 年度に相談支援従事者初任者研修が 2 回実施されますので、相談支援専門員の資格要件を満たす従事者がいる事業所においては、従事者の研修受講についてご検討をお願いします。
※ 1 回目募集終了。2 回目は 6 月募集中で 7 月 13 日締め切り。
- 相談支援専門員が 2 名以上等、一定の条件を満たした場合、特定事業所加算の算定が可能になります (2021 年 3 月までの経過措置) ので、この制度の活用も検討してください。

相談支援従事者初任者研修募集要項等は下記福岡県ホームページを参照してください。
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/30soudanshienjyujishakensyuu.html>

(3) 計画相談支援給付費の請求について

報酬告示及び留意事項通知等に、計画相談支援給付費の算定に関する基準等が規定されています。

<報酬告示>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

(平成 24 年厚生労働省告示第 125 号)

<留意事項通知>

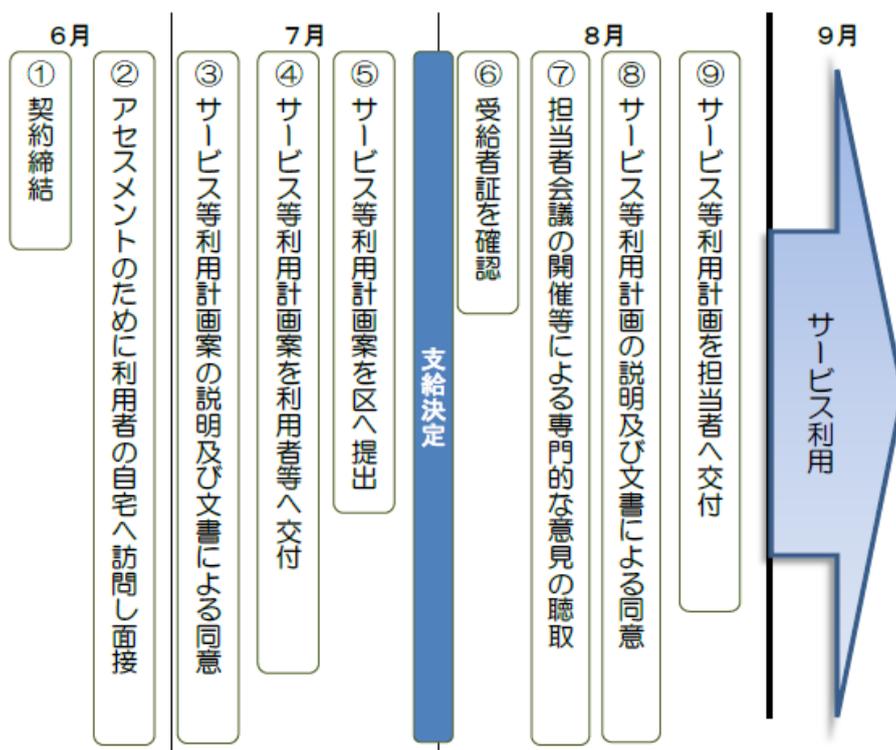
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

① サービス利用支援（計画作成）費請求の要件

次のいずれかを満たさない場合はサービス利用支援費を算定できない

- ◆ サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等
- ◆ サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意
- ◆ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付
- ◆ サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取



- ※ ②③④⑦⑧⑨をすべて行わなければ、サービス利用支援費を請求できません。
- ※ 「サービス等利用計画を作成した日」＝ 上記⑧（「サービス等利用計画の説明及び文書による同意」を得た日）の属する月分として報酬請求
- ※ 計画作成のためのアセスメントは、利用者の居宅等への訪問・面接が必要。
- ※ 平成28年度からは、通所先でのアセスメントでは請求要件を満たしません。
- ※ サービス担当者会議の実施場所は特段の規定はありません。相談支援事業所の相談室等でも可能。

② 継続サービス利用支援（モニタリング）費請求の要件

次のいずれかを満たさない場合は継続サービス利用支援費を算定できない

- ◆ 利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等
- ◆ モニタリングの結果、サービス等利用計画を変更する場合は、サービス利用支援費請求の要件に準じた手続の実施

- ※ モニタリングは、通所先等ではなく、利用者の居宅等への訪問が必要。
- ※ 「モニタリング実施日」＝「利用者の居宅等を訪問した日」の属する月分として報酬請求。
- ※ モニタリングを実施した結果、新たな支給決定または支給決定の変更のためにサービス等利用計画を作成するという、一連の流れで計画作成を行った場合は、サービス利用支援費のみ請求可能。
- ※ モニタリング月ではない月にモニタリングを実施しても、継続サービス利用支援費の請求はできません。

(4) 計画相談支援実施の留意事項

指定特定相談支援事業所の運営等については、指定基準及び解釈通知の規定等を順守してください。

指定特定相談支援事業所の実地指導において、これまで、複数の事業所に指導した主な内容は下記のとおり。

記録の整備に関する事項

➤ 個別の利用者ごとの支援記録の不備

- ◆利用者、障がい福祉サービス提供事業者等との連絡調整など実施した支援内容に関する記録
- ◆サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
- ◆アセスメントの記録
- ◆サービス担当者会議等の記録
- ◆モニタリング結果の記録

- 相談支援事業者に対する苦情の内容等に関する記録の不備
- 事故発生時の状況及び事故に際して採った処置についての記録の不備
 - ※ 記録は事業者が5年間保管する必要があります。

計画相談支援給付費の代理受領通知書の発行に関する事項

- 計画相談支援給付費を法定代理受領した場合は、利用者等にその額を通知し、通知の控えを事業者が保管

サービス提供拒否の禁止、困難時の対応に関する事項

- 指定特定相談支援事業者は、正当な理由がなく、計画相談支援の提供を拒んでは
ならない
- 指定特定相談支援事業者が自ら適切な計画相談支援の提供が困難な場合は、他の
適当な事業者の紹介などを行わなければならない

障がい福祉サービス事業所等の業務を兼務する相談支援専門員のモニタリング

- 利用者が利用する障がい福祉サービス事業所等の業務を兼務する相談支援専門
員は、当該事業所との中立性の確保や異なる視点での検討が欠如しかねないた
め、原則、その利用者のモニタリングを実施できません。

※ 法人代表者が相談支援専門員である場合、同一法人が設置するサービス事
業所を利用する利用者のモニタリングはできません。
サービス事業所の管理者や指導員といった事業所運営業務での兼務がなく
ても、設置者としてサービス事業所に関わり中立性が維持できないとみなし
ます。

(5) 平成30年度の主な制度改正及び報酬改定

(1) モニタリング実施標準期間の見直し

- サービス等利用計画等の定期的な検証（モニタリング）の標準期間について、支援
の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。
- ただし、すでに計画作成済みの者については、各見直し時期以降に計画再作成（又
は変更）を行うまでは、現行のとおり。

【モニタリング実施標準期間変更部分】

時期	対象	標準期間
現 行	③ 障がい福祉サービスを利用する者（①、②、④に該当する者を除く）、地域移 行支援又は地域定着支援を利用する者	6月ごと
	④ 施設入所支援、療養介護、重度障がい者等包括支援を利用する者	1年ごと
30 年 度	③ 就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者	3月ごと
	④ 障がい福祉サービスを利用する者（①、②、③に該当する者を除く）、地域移 行支援又は地域定着支援を利用する者 施設入所支援、療養介護、重度障がい者等包括支援を利用する者	6月ごと
31 年 度	③ 就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助、居宅介護、 重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練を利用 する者	3月ごと
	④ 障がい福祉サービスを利用する者（①、②、③に該当する者を除く）、地域移 行支援又は地域定着支援を利用する者 施設入所支援、療養介護、重度障がい者等包括支援を利用する者	6月ごと

※ 見直し後のすべてのモニタリング実施標準期間は10ページの別表1を参照。

(2) 人員基準の見直し

- 計画相談支援・障害児相談支援のサービスの質の標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が1月に実施するサービス利用支援等の標準担当件数を設定。

⇒ 標準担当件数 35件

【人員基準】

		現行	見直し後
管理者		1（兼務可）	1（兼務可）
従業者	相談支援専門員	1以上（兼務可）	1以上（兼務可） <標準> 計画相談支援対象障がい者等の数が35人又はその端数を増すごとに1人

(3) 運営基準の見直し

- サービス等利用計画案に短期入所を位置づける場合、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしなければならない。
- 利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除く。

(4) 基本報酬の見直し

- 業務負担に応じた加算を設けること等に伴い、計画相談支援の基本報酬を引き下げ。
- 施設入所支援、療養介護、重度障がい者等包括支援、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助利用者については平成30年度から新単価適用。それ以外のサービス利用者については平成31年度から新単価適用。
- 標準担当件数（35件）を一定程度超過する場合の基本報酬の逡減性を導入。

⇒ 相談支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上部分の基本報酬を減額。

【基本報酬】

現行		見直し後	
区分	単位数/月	区分	単位数/月
サービス利用支援費	1,611	サービス利用支援費 (1) サービス利用支援費（Ⅰ） (2) サービス利用支援費（Ⅱ）	1,458 729
継続サービス利用支援費	1,310	継続サービス利用支援費 (1) 継続サービス利用支援費（Ⅰ） (2) 継続サービス利用支援費（Ⅱ）	1,207 603

※ (1)は、相談支援専門員1人当たりの取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分について算定。

※ (2)は、相談支援専門員1人当たりの取扱件数が40以上である場合において、40以上の部分について算定。

※ 介護保険の居宅介護支援が併算定される場合の重複減算等の詳細は、11ページ以降の「報酬改定の概要」抜粋参照

(5) 加算の見直し

① 特定事業所加算 【要届出】

- 特定事業所加算について、より充実した支援体制及び主任相談支援専門員の配置等を要件とした区分を創設。
- 段階的な体制整備のため、現行の要件を緩和した区分を一定期間に限り設定。

	区分・単位数	算定要件
現 行	特定事業所加算 300 単位/月	<p>イ 常勤かつ専従の相談支援専門員 3 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>ロ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。</p> <p>ハ 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。</p> <p>ニ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p> <p>ホ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、計画相談支援等を提供していること。</p> <p>ヘ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。</p>
見 直 し 後	特定事業所加算 (I) 500 単位/月	<p>イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を 4 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が主任相談支援専門員であること。</p> <p>ロ 現行の特定事業所加算の(ロ)、(ハ)、(ホ)、(ヘ)の要件を満たすこと。</p> <p>ハ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p> <p>ニ 指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数(指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の利用者を含む。)が 1 月間において相談支援専門員 1 人あたり 40 件未満であること。</p>
	特定事業所加算 (II) 400 単位/月	<p>イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を 4 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>ロ 現行の特定事業所加算の(ロ)～(ヘ)の要件を満たすこと。</p> <p>ハ 特定事業所加算(I)の(ニ)の要件を満たすこと。</p>
	特定事業所加算 (III) 300 単位/月	<p>現行の特定事業所加算の要件を満たし、かつ、特定事業所加算(I)の(ニ)の要件を満たすこと。</p> <p><u>※ すでに現行の特定事業所加算を取得している事業所の場合、(ニ)の要件を満たさなくても算定を認める(平成 31 年 3 月までの経過措置)。</u></p>
	特定事業所加算 (IV) 150 単位/月	<p>イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を 2 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>ロ 現行の特定事業所加算の(ロ)及び(ニ)～(ヘ)を満たすこと。</p> <p>ハ 特定事業所加算(I)の(ニ)の要件を満たすこと。</p>

※ 特定事業所加算(II)及び(IV)は、平成 33(2021)年 3 月まで。

② 質の高い支援の実施や専門性の高い相談支援体制等を評価する加算

- 実施した支援の専門性と業務負担を適切に評価。
- 専門性の高い支援を実施できる体制を整えている場合に、その体制整備を評価。

区分・単位数	算定方法等
<p>初回加算</p> <p>300 単位/月</p>	<p>新規にサービス等利用計画を作成する場合、または計画相談支援対象障害者等が障がい福祉サービス等を利用する月の前6月間において障がい福祉サービス及び地域相談支援を利用していない場合に加算。</p> <p>※基本報酬についで経過サービス利用支援費を算定する場合は算定不可。</p>
<p>入院時情報連携加算（Ⅰ）</p> <p>200 単位/月</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">基本報酬を算定していない月でも請求可</p>	<p>入院時に医療機関が求める利用者の情報を、利用者等の同意を得た上で提供した場合に加算。</p> <p>※（Ⅰ）は医療機関を訪問しての情報提供。（Ⅱ）は医療機関への訪問以外の方法での情報提供。</p> <p>※ 利用者1人につき、1月に1回を限度。</p> <p>※ 入院時情報連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）の同時算定不可。</p>
<p>入院時情報連携加算（Ⅱ）</p> <p>100 単位/月</p> <p style="border: 1px dotted black; padding: 2px;">基本報酬を算定していない月でも請求可</p>	<p>※ 情報提供を行った日時、場所（医療機関に出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録を作成し、5年間保存すること。</p>
<p>退院・退所加算</p> <p>200 単位/回</p>	<p>病院、診療所、障がい者支援施設等へ入院・入所をしていた障がい者等が退院・退所し、障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用する場合に、医療機関等の多職種との面談による情報収集や退院・退所時のカンファレンスに参加して情報収集を行った上でサービス等利用計画を作成した場合に加算。</p> <p>※ 利用者1人につき、入院・入所中に3回を限度として加算。</p> <p>ただし、初回加算を算定する場合は算定不可。</p> <p>※ 面談をした相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容についての記録を作成し5年間保存すること。</p>
<p>居宅介護支援事業所等連携加算</p> <p>100 単位/月</p> <p style="border: 1px dotted black; padding: 2px;">基本報酬を算定していない月でも請求可</p>	<p>介護保険サービスの利用へ移行する場合に、指定特定相談支援事業所が利用者の心身の状況、置かれている環境やアセスメント等の情報及びサービス等利用計画の内容等について、利用者等の同意を得た上で指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所に提供し、居宅サービス計画等の作成に協力した場合に加算。</p> <p>※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。当該加算を算定した上で居宅介護支援等を利用した後6か月は算定不可。</p> <p>※ 利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援の利用を開始する場合にのみ算定可。</p> <p>※ 情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録を作成し、5年間保存すること。</p>

区分・単位数	算定方法等
医療・保育・教育機関等連携加算 100 単位/月	<p>サービス利用支援の実施時において、障害福祉サービス等以外の医療機関、保育機関、教育機関等の職員と面談等を行い、必要な情報提供を受け協議等を行った上で、サービス等利用計画を作成した場合に加算。</p> <p>※ 利用者 1 人につき、1 月に 1 回を限度として加算。ただし、初回加算を算定した場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、当該退院医療機関等のみから情報提供を受けている場合は算定不可。</p> <p>※ 面談をした相手や日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し 5 年間保存すること。</p>
サービス担当者会議実施加算 100 単位/月	<p>継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して、利用者等の心身の状況等やサービスの提供状況について確認するとともに、計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算する。</p> <p>※ 利用者 1 人につき、1 月に 1 回を限度として加算。</p> <p>※ サービス利用支援の一連の流れで行う担当者会議は加算に該当しない。</p> <p>※ サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画の変更などを行った場合は、サービス利用支援費を算定することとなるため、算定不可。</p> <p>※ サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5 年間保存すること。</p>
サービス提供時モニタリング加算 100 単位/月 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; width: fit-content;">基本報酬を算定していない月でも請求可</div>	<p>継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画等に位置付けた福祉サービス事業所等を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、<u>確認結果の記録を作成した場合に加算する。</u></p> <p>※ 利用者 1 人につき、1 月に 1 回を限度、かつ、相談支援専門員 1 人当たり 1 月に 39 人を限度として加算。</p>
行動障害支援体制加算 35 単位/月 【要届出】	<p>行動障害のある知的障がい者や精神障がい者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算。</p>
要医療児者支援体制加算 35 単位/月 【要届出】	<p>重症心身障害など医療的なケアを要する児童や障がい者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算。</p>
精神障害者支援体制加算 35 単位/月 【要届出】	<p>精神科病院等に入院する者及び地域において単身生活等をする精神障がい者に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援等を実施するために、地域生活支援事業による精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修又は精神障害者の地域移行関係職員に対する研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算。</p>

<加算届出書類>

提出書類	特定事業所加算				行動障害	要医療児者	精神障害者
	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(Ⅳ)			
変更届出書（様式第7号）	●	●	●	●	●	●	●
介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書	●	●	●	●	●	●	●
介護給付費等の算定に係る体制状況一覧表	●	●	●	●	●	●	●
管理者・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別添29）	●	●	●	●	●	●	●
特定事業所加算に係る届出書（別添1-5）	●	●	●	●			
利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議記録の写し（任意様式）	●	●	●	●			
主任相談支援専門員又は現任研修を修了した相談支援専門員による同行研修の記録又は研修計画	●	●	●	●			
基幹相談支援センターから紹介された困難事例の受け入れ状況の記録（任意様式）	●	●	●	●			
基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への参加状況の記録（任意様式）	●	●	●	●			
特定相談支援及び障がい児相談支援に係る前6月間の介護給付費・訓練等給付費等明細書（確認リスト）	●	●	●	●			
主任相談支援専門員研修終了証の写し	●						
相談支援従事者現任研修修了証の写し		●	●	●			
24時間の連絡体制整備が確認できる書類（任意様式）	●	●	●				
行動障害・要医療児者・精神障害者支援体制加算に係る届出書					●	●	●
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了証					●		
医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了証						●	
精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修又は精神障害者の地域移行関係職員に対する研修修了証							●

※ 平成29年度まで特定事業所加算を算定している事業所であって、平成31年3月31日まで特定事業所加算（Ⅲ）を算定する事業所は変更届の提出不要。

平成30年度報酬改定については、下記、厚労省のホームページも参照してください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214.html>

別表1 見直し後のモニタリング実施標準期間

	対象	標準期間
①	<p>新規支給決定又は支給決定の更新又は変更により、サービスの種類、内容又は量に著しく変更があった者のうち、(a)～(d)のいずれかに該当する者</p> <p>(a) 新規に支給決定を受ける者のうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所のいずれかを利用する者</p> <p>(b) サービスの支給量の変更により、支給量判定基準を超える者 (通院証明書による支給量の上乗せを除く)</p> <p>(c) 住環境や生活環境の変化、家庭環境やライフステージの変化等により、サービスの種類、内容、量に変動がある者</p> <p>(d) 障がい福祉サービスのうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所のいずれかを利用する者で、指定特定相談支援事業所が変更になった者</p>	<p>1月(毎月)ごと</p> <p>※ただし、最初の3月間に限る。その後の設定期間を⑤に準じて「2、3月ごと」とした場合は、計画案にモニタリング設定理由を記載</p>
②	<p>療養介護、重度障がい者等包括支援及び施設入所支援を除く障がい福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者のうち、以下の(a)～(c)のいずれかに該当する者(①に該当するものを除く)</p> <p>(a) 障がい者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者</p> <p>(b) 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障がい、疾病等のため、自ら指定障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者</p> <p>(c) 常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの、並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する者(重度障がい者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。)</p>	<p>1月(毎月)ごと</p> <p>※毎月モニタリング報告書の区への提出が必要</p> <p>※計画案にモニタリング期間設定理由を記載</p>
③	<p>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者</p> <p>※ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練を利用する者については、30年度まで標準機間を6月ごととする。</p>	3月ごと
④	<p>障がい福祉サービスを利用する者(①、②、③に該当する者を除く)、地域移行支援又は地域定着支援を利用する者</p> <p>施設入所支援、療養介護、重度障がい者等包括支援を利用する者</p>	6月ごと
⑤	<p>①～④は「標準」であり、上記標準期間では、適当なモニタリング期間が導かれない場合は、以下の勘案事項を踏まえ、対象者の状況に応じて、「2、3月ごと」や、在宅サービスを利用する者で、状態が安定しており、電話等により定期的に状況を確認できる者を「1年ごと」にするなど、柔軟に設定することが可能である。</p> <p>※勘案事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 障がい者等の心身の状況 2) 障がい者等の置かれている環境(生活環境、家庭環境等) 3) 総合的な援助の方針(援助の全体目標) 4) 生活全般の解決すべき課題 5) 提供されるサービスの目標及び達成時期 6) 提供されるサービスの種類、内容、量 7) サービスを提供する上での留意事項 等 	<p>対象者の状況に応じた期間</p> <p>※「2、3月ごと」とした場合は計画案にモニタリング期間設定理由を記載</p>

①～④に当てはまらない場合

		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満	418 単位
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満	407 単位
		(七) 平均工賃月額が5千円未満	401 単位
<u>《相談系サービス》</u>		<u>《相談系サービス》</u>	
第1 計画相談支援費		第1 計画相談支援費	
イ サービス利用支援費	1,611 単位	イ サービス利用支援費	
		(1) サービス利用支援費（Ⅰ）	1,458 単位
		(2) サービス利用支援費（Ⅱ）	729 単位
ロ 継続サービス利用支援費	1,310 単位	ロ 継続サービス利用支援費	
		(1) 継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1,207 単位
		(2) 継続サービス利用支援費（Ⅱ）	603 単位
		注1) (1)、(2)については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。	
		イ (1)を算定する場合 取扱件数(相談支援専門員1人当たりの前6月間における計画相談支援対象障害者等の数(指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者を含む。)の平均値をいう。以下同じ。)が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分について算定する。	
		ロ (2)を算定する場合 取扱件数が40以上である場合において、40以上の部分について算定する。	
注1) 居宅介護支援費重複減算(Ⅰ)	705 単位	注2) 居宅介護支援費重複減算(Ⅰ)	

	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1月につき所定単位数から減算する。</p> <p>(1) サービス利用支援費（Ⅰ） 552 単位</p> <p>(2) 継続サービス利用支援費（Ⅰ） 602 単位</p>
注2) 居宅介護支援費重複減算（Ⅱ）	1,007 単位
	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1月につき所定単位数から減算する。</p> <p>(1) サービス利用支援費（Ⅰ） 854 単位</p> <p>(2) サービス利用支援費（Ⅱ） 125 単位</p> <p>(3) 継続サービス利用支援費（Ⅰ） 904 単位</p> <p>(4) 継続サービス利用支援費（Ⅱ） 300 単位</p>
注3) 介護予防支援費重複減算	112 単位
	<p>注4) 介護予防支援費重複減算</p> <p>継続サービス利用支援費（Ⅰ）を算定した場合に、1月につき9単位を減算する。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> (経過的服务利用支援費・継続サービス利用支援費) ※ 療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援、就労定着支援、自立生活援助及び日中サービス支援型共同生活援助を除くサービスを利用する者に対しては、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、以下のとおりとする。 イ サービス利用支援費 (1) サービス利用支援費（Ⅰ） 1,611 単位 (2) サービス利用支援費（Ⅱ） 806 単位 ロ 継続サービス利用支援費 (1) 継続サービス利用支援費（Ⅰ） 1,310 単位 </p>

	<p>(2) 継続サービス利用支援費 (Ⅱ) 655 単位</p> <p>注 1) (1)、(2) については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>イ (1)を算定する場合 取扱件数が 40 未満である場合 又は 40 以上である場合において、40 未満の部分について算定する。</p> <p>ロ (2)を算定する場合 取扱件数が 40 以上である場合 において、40 以上の部分について算定する。</p> <p>注 2) 居宅介護支援費重複減算 (Ⅰ)</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1 月につき所定単位数から減算する。</p> <p>(1) サービス利用支援費 (Ⅰ) 705 単位</p> <p>(2) 継続サービス利用支援費 (Ⅰ) 705 単位</p> <p>(3) 継続サービス利用支援費 (Ⅱ) 50 単位</p> <p>注 3) 居宅介護支援費重複減算 (Ⅱ)</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1 月につき所定単位数から減算する。</p> <p>(1) サービス利用支援費 (Ⅰ) 1,007 単位</p> <p>(2) サービス利用支援費 (Ⅱ) 202 単位</p> <p>(3) 継続サービス利用支援費 (Ⅰ) 1,007 単位</p> <p>(4) 継続サービス利用支援費 (Ⅱ) 352 単位</p> <p>注 4) 介護予防支援費重複減算</p> <p>サービス利用支援費 (Ⅰ) 又は継続サービス利用支援費 (Ⅰ) を算定した場合に、1 月につき 112 単位を減算する。</p>
--	--